

○共立蒲原総合病院組合議会議員の議員報酬額、旅費額及び
その他支給に関する条例

〔昭和36年9月28日〕
〔条例第17号〕

改正	昭和39年3月12日条例第41号	昭和44年10月22日条例第6号
	昭和46年9月30日条例第8号	昭和48年6月19日条例第5号
	昭和50年3月12日条例第1号	昭和53年3月12日条例第4号
	昭和54年9月17日条例第3号	昭和55年3月29日条例第1号
	平成2年6月21日条例第2号	平成8年3月25日条例第2号
	平成18年6月21日条例第5号	平成19年3月28日条例第5号
	平成20年9月19日条例第6号	平成21年3月19日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、共立蒲原総合病院組合議会議員に対する議員報酬及び旅費の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議長、副議長及び議員の議員報酬は、別表に定めるところによる。

2 議長、副議長及び議員の議員報酬は、就任の日の属する月から任期満了、辞任、失職、除名、死亡又は議会解散の日の属する月までの各月に対し支給する。

(旅費)

第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、別表に定める額により、その費用を支給する。

2 前項の規定により支給する費用の種類及び額は、別表に定めるもののほか、富士市職員等の旅費に関する条例（昭和41年富士市条例第37号）による2級に相当する者に支給する額の例による。

(支給方法)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬及び旅費の支給方法については、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号）及び富士市職員等の旅費に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月12日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月22日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年 9 月30日 条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月19日 条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年 6 月 1 日から適用する。

附 則（昭和50年 3 月12日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和53年 3 月12日 条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和54年 9 月17日 条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、費用弁償については昭和54年10月 1 日から、旅費については昭和54年10月 1 日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年 3 月29日 条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 6 月21日 条例第 2 号）

- 1 この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の共立蒲原総合病院議会議員及び委員報酬額、旅費額並びにその他支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年 3 月25日 条例第 2 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 6 月21日 条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成19年 3 月28日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の共立蒲原総合病院議会議員の報酬額、旅費額及びその他支給に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 9 月19日 条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 3 月 19日 条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の共立蒲原総合病院組合議会議員の議員報酬額、旅費額及びその他支給に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条関係）

区 分	議 員 報酬額	鉄道及び 船 賃	航空 賃	車賃 1 km	日 当 1日につき	宿 泊 料 1夜につき	食 事 料 1夜につき
議 長	日額 12,000円	富士市職員等の旅費 に関する条例（昭和 41年富士市条例第37 号）による2級に相 当する者に支給する 額	実費	37円	3,000円	14,800円	3,000円
副 議 長	日額 11,000円						
議 員	日額 10,000円						